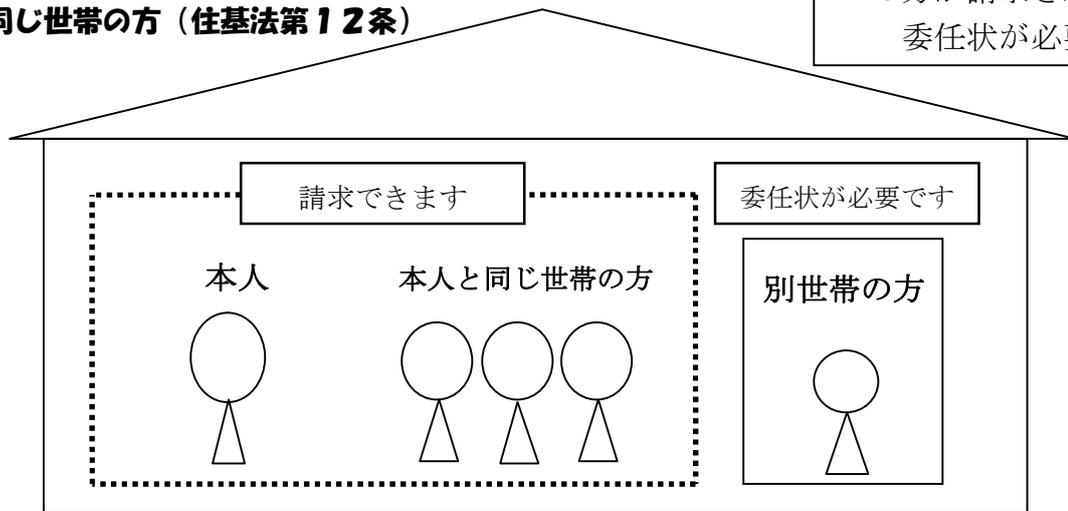


証明書の内容によって、請求できる方が異なります！

住民票を請求できる方

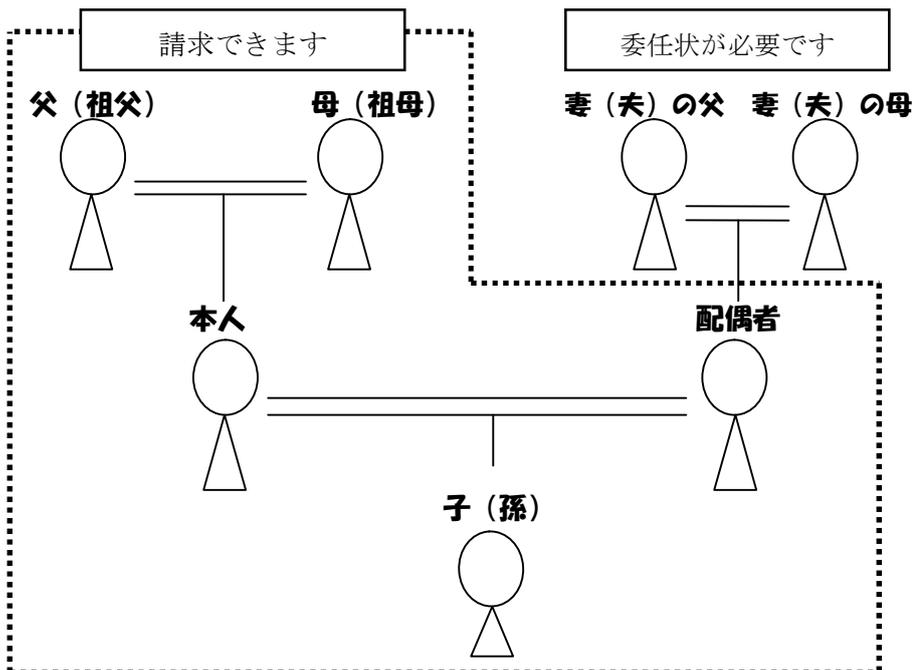
…本人、本人と同じ世帯の方（住基法第12条）

※同じ住所でも、世帯が別の方が請求される場合は委任状が必要です。



戸籍謄抄本を請求できる方

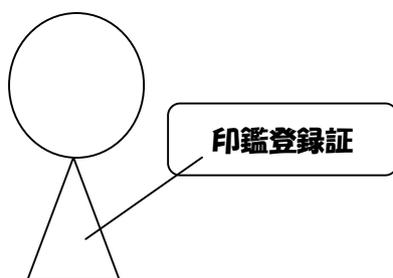
…本人、直系親族、配偶者、本人と同一戸籍の方（戸籍法第10条）



※兄弟の方による請求は、委任状が必要な場合があります。詳しくは係員までお問い合わせください。

印鑑証明書を請求できる方

…印鑑登録証（カード）をお持ちの方（亀岡市印鑑条例第17条）



※交付には「印鑑登録証（カード）」が必ず必要です。登録証が無ければご本人であっても証明書の交付はできません。（印鑑登録手続きが必要となります）

（代理人による手続きの場合でも、印鑑登録証（カード）があれば手続きができます。委任状は必要ありません。）